

# 平成21年度版 子育て応援特別手当に関するお知らせ



子育て応援特別手当（平成21年度版）は、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども一人当たり **3万6千円** が支給されます。

受付方法など詳しくは、別にご案内します。

【申請受付開始：12月下旬～1月（予定）】

## 住民登録※1は正しく行われていますか？

- ◆子育て応援特別手当（平成21年度版）は、住民登録に基づいて支給することを原則としています。
- ◆お住まいの市区町村からの支給を確実に受けられるようにするためには、引越しなどにより住所を移したときは、速やかに住民登録の届出を行ってください。

※1 住民登録について

配偶者からの暴力（DV）の被害者の方、ご安心ください。

◆DV被害者の方が警察署等に相談した上で、お住まいの市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、配偶者等による住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について制限を設けることが可能です。

詳しくは、お問合せください。

【問合せ】市民課市民係（小城市庁舎） ☎73-8800

## DV被害者の方で小城市にお住まいにも関わらず住民登録をされていない方へ

### 子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます

◆事前申請期間 10月1日（木）～10月30日（金）

◆事前申請方法

①「事前申請書」を入手



入手できる場所

- ・市区町村窓口
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・婦人相談所
- ・厚生労働省ホームページ

②添付資料を用意する

■DV被害者であることが確認できる書類

（対象となる子どもについても記載されていることなどがが必要です。）

- ・配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書
- ・婦人相談所の発行する証明書
- ・保護命令決定書の謄本又は正本など

■振込口座の通帳の写し

③小城市子ども課へ①及び②を提出

（「事前申請書」を小城市子ども課へ提出することに、不都合を感じる方は、他の市区町村の窓口へ提出することもできます。）

◆「事前申請書」に記入された今お住まいの住所等の情報は、住民登録をされている市区町村へは知らせません。

◆10月30日（金）を過ぎると、事前申請は受け付けられません。

この場合は、住民登録がされている市区町村へ郵送により申請を行うこととなります。

（世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です。）

○子育て応援特別手当（平成21年度版）の詳細は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）でもご覧いただけます。

【問合せ】子ども課 子育て支援係（小城市庁舎） 担当 柳川・水田 ☎73-8821